

墨田区告示第127号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第2項の規定により、収納事務を次のとおり委託したので同条2項及び墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）第44条の規定に基づき告示します。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 委託先 東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫
- 2 委託の範囲 住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税・森林環境税課税（非課税）証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書及び戸籍附票の写しの自動交付に係る交付手数料の収納事務
- 3 委託の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで